

41.100.03

商標の使用又は商標の使用の意思

を確認するための審査に関する運用について

願書に記載された指定商品又は指定役務について、商標の使用及び商標の使用の意思があることに「合理的な疑義がある場合」は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する（商標審査基準第1二、2.（3）参照）。

ただし、個別の商標をいかなる商品又は役務に使用するかを願書の記載を通じて判断することは、現実的には困難といわざるを得ない。このため具体的な商標の使用又は使用意思の確認については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る自己の業務の確認を通じて行うこととする（商標審査基準第1二、3.（2）参照）。

1. 商第3条第1項柱書の適用について

願書に記載された指定商品又は指定役務が次の（1）又は（2）に該当するときは、原則として、商標の使用意思及び使用の意思があるかについて合理的疑義があるものとして、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認する。

ただし、出願当初から商標の使用又は使用意思に関して証明書類等が提出された場合を除く。

なお、証明書類等の提出に関しては、商標登録願と同時に提出する場合は、証明書類等は紙による場合が多いため、基本的には、手続補足書による手続となる。

(例) (手続補足書の様式抜粋)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等 1

(1) 小売等役務について

商標審査基準第1二、2.（3）

(ア) 第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について

- ①「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下、「総合小売等役務」という。)に該当する役務を個人(自然人をいう。)が指定してきた場合。
- ②総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて職権で調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められない場合。
- ③類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(説明)

小売等役務制度の導入に関する法改正に関して、産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」において、「商標法では出願に係る商品又は役務の区分ごとに出願手数料、商標権の登録料を納付することとなっており、国際的な商品・役務の区分を定めるニース協定において、小売業等の役務は第35類に分類されている。このため、同協定に従うと、一区分(第35類)の料金で複数の小売業等に係る役務を記載することが可能であり、出願人が使用の意思のない役務を多数指定した場合には、これらの指定役務と混同を生じるおそれのある商品について網羅的に他人の登録を排除することも可能となることが懸念される。」として不使用商標についての懸念を指摘した上で、「小売業等に係る役務商標出願については、商第3条第1項柱書の規定の運用を強化し、その使用の意思又は使用実態の確認を行うことが適切であると考えられる。」とされている。

このため、商標審査基準においては、上記のとおり小売等役務の商標登録出願についての商第3条第1項柱書の適用を定めているところである。

そのうち、①及び②は、総合小売等役務に関するものである。総合小売等役務は、百貨店、総合スーパー、総合商社等の事業所が提供する役務であるところ、このような小売等役務について個人(自然人)が商標の使用の前提となる業務を行っているとは通常考え難い。しかも、たとえ法人の場合でも、総合小売等役務は、取扱商品が衣食住の広範囲に及ぶなど総合小売等役務以外の小売等役務(以下、「特定小売等役務」という。)と異なる特徴があるため、誰もが登録を欲してその役務を指定した出願を行うとの懸念がある。このため、総合小売等役務を指定した商標登録出願については、①又は②に該当する場合、商標の使用又は使用意思に合理的疑義があるものとして、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。

また、③は、主に特定小売等役務に関するものである。「類似商品・役務審査基準」は、各事業者を業態に応じて分類している日本標準産業分類に応じて類似の小売等役務の範囲を定めているところであり、複数の類似群にわたる異なる小売等役務を同一事業者が行うことが一般的とは考え難いと考

えられる。このため、同一の事業者によって、類似する小売等役務の分野を超えて複数の類似群に属する小売等役務を指定してきた場合は、商標の使用又は商標の使用意思に合理的疑義があるものとし、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。指定された小売等役務が複数の類似群に属するか否かの判断は、原則として、「類似商品・役務審査基準」において例示されている小売等役務に係る類似群コード（35K01～35K99）に基づくものとする。

(2) 商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。

(上記取扱いに当たっての目安)

1. 原則として、1 区分内において、8 以上の類似群コード（以下「類似群」という。）にわたる商品又は役務を指定している場合には、商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるものとして、商標の使用又は使用の意思の確認を行う。
2. ただし、一の商品又は役務で多数の類似群が付与されている商品又は役務であって、他に適当な表示が認められない場合には、その商品又は役務の類似群が 2 以上であっても、1 の類似群として取り扱う。（例：第 9 類「電子出版物」（26A01, 26D01）等）
また、「類似商品・役務審査基準」において例示された、いわゆる包括概念表示（例：第 25 類「被服」（17A01, 17A02, 17A03, 17A04, 17A07）等）の商品又は役務は、個々の類似群単位に分割して表示することが困難となる場合が多いため、包括概念表示の商品又は役務が 2 以上の類似群が付与されている商品又は役務であっても、1 の類似群として取り扱う。
以上の取扱いによって、1 区分内の類似群の数が合計して 7 以下となるときは、商標の使用又は使用の意思の確認を要しない。
3. なお、小売等役務については、取扱商品の類似群は考慮しない。例えば、「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 35K04（12A05）」の場合、類似群の数は 2 であるが、12A05 は取扱商品の類似群であるため、1 の類似群として取り扱う。

(説明)

商品又は小売等役務以外の役務については、小売等役務のように一区分(第

35類)の料金で横断的にあらゆる商品に関する小売等役務を指定し得るわけではなく、多くの商品又は役務を指定すれば、区分に応じて料金的な負担も増大することから、多数の商品又は役務を横断的に指定するとの懸念は小売等役務の場合とは異なる。また、商品又は小売等役務以外の役務については、必ずしも各事業者の業態に応じて類似群を定めているとはいえない点でも、小売等役務とは異なる。

しかし、商品又は小売等役務以外の役務についても、区分数が同じで料金が同額となる場合は、料金負担の増大がないために、1区分で指定可能な商品又は役務を広範な範囲にわたり指定するおそれがあり、この点では、小売等役務の場合と同様に不使用商標の原因となり得る。

先の産業構造審議会知的財産政策部会の報告書において、「商品や小売業以外の役務を指定する商標登録出願についても、取引の実情や出願実態等を踏まえ、商第3条第1項柱書の運用の在り方について検討を行うことが適切であると考えられる。」とされている。

このため、商標審査基準においては、1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいる場合に商標の使用又は使用意思を確認することとしたが、審査の統一性を確保する観点から、その一応の目安として、1区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定する場合としたものである。

なお、この目安については、小売等役務における取扱い商品の類似群の数とのバランス等を考慮したものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)

(3) 類似群の数え方

10. 4版現在

(ア) 商品・役務の全般について

① 一区分内に、一の類似群コード(以下、「類似群」という。)を有する指定商品(指定役務)が8以上ある場合

この例では、一区分内において、8以上の類似群を有しているので、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	31D01	30	アイスクリームのもと
2	32D04	30	コーヒー豆
3	32F03	30	穀物の加工品
4	32F04	30	アーモンドペースト
5	32F06	30	ぎょうざ
6	32F08	30	イーストパウダー
7	32F09	30	即席菓子のもと
8	32F14	30	酒かす
計8			

② 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あるが、重複する類似群がある場合

同じ類似群(この場合42V01)は重複カウントしない。この例では合計7となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	42C01	44	美容
2	42D01	44	入浴施設の提供
3	42L01	44	庭園又は花壇の手入れ
4	42V01	44	あん摩
—	42V01	44	はり
5	42V02	44	医業
6	42V03	44	栄養の指導
7	42W02	44	介護
計7			

③ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あり、「その他の類似群コード」(09G99 等)を有するものがある場合

「その他の類似群コード」も他の類似群と同様にカウントする。この例では合計8となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。なお、「その他の類似群コード」が複数ある場合は④及び⑤参照。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	09G99	07	フレキシブルホース用機械式リール
2	11D01	07	電気ブラシ
3	11A01	07	直流発電機
4	09E24	07	修繕用機械器具
5	09E26	07	機械式駐車装置
6	09E27	07	乗物用洗浄機
7	09E30	07	消毒・殺虫又は防臭用散布機(農業用のものを除く。)
8	09G54	07	芝刈機
計8			

(注)「その他の類似群コード」とは、実務上、暫定的に設けたその他の類似群コードであり、同一の「その他の類似群コード」が付されたものの相互の関係は必ずしも類似と推定されるものではなく、各商品又は役務の類似関係は、個別・具体的な判断を要するものである。

- ④ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あり、その中に同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あるが、それらが相互に類似しないものである場合

同じ「その他の類似群コード」を有する商品(役務)が複数ある場合、それらが相互に類似しないものであるときは重複カウントする。この例では「鍵の加工」と「ガラスの加工」は相互に類似しない役務であるため、合計8となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	40C01	40	金属の加工
2	40C02	40	ゴムの加工
3	40C03	40	セラミックの加工
4	40C04	40	木材の加工
5	40C05	40	紙の加工
6	40C06	40	石材の加工
7	<u>40H99</u>	40	鍵の加工
8	<u>40H99</u>	40	ガラスの加工
計8			

- ⑤ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あり、その中に同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あり、それらが相互に類似するものである場合

同じ「その他の類似群コード」を有する商品(役務)が複数ある場合、それらが相互に類似するものであるときは重複カウントしない。この例では「鍵の切削加工」と「鍵の複製加工」は相互に類似する役務であるため、合計7となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	40C01	40	金属の加工
2	40C02	40	ゴムの加工
3	40C03	40	セラミックの加工
4	40C04	40	木材の加工
5	40C05	40	紙の加工
6	40C06	40	石材の加工
7	<u>40H99</u>	40	鍵の切削加工
—	<u>40H99</u>	40	鍵の複製加工
計7			

- ⑥ 一区分内に、一の類似群を有するものと複数の類似群を有する指定商品(指定役務)が混在しており、それらが「その他の類似群コード」(19B99 等)を有している場合

この例では、「プラスチック製家庭用石油貯蔵器」と「衣服保管用カバー」は相互に類似しない商品であるため、合計8となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	17C01	20	クッション
2	19B03	20	ししゅう用枠
3	19B23	20	うちわ
4	19B33	20	愛玩動物用ベッド
5	19B42	20	買物かご
6	<u>19B99</u>	20	プラスチック製家庭用石油貯蔵器
7	<u>19B51</u>	20	ハンガーボード・衣服保管用カバー
8	<u>19B99</u>		
計8			

⑦ 第35類において、一の類似群を有する指定役務が8以上あり、そのうちの 하나가小売等役務である場合

小売等役務の類似群が一つ含まれている場合も他の類似群と同様にカウントする。ただし、小売等役務の取扱商品の類似群(この場合21C01)はカウントしない。この例では合計8となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 (21C01)	35	かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35A01	35	広告
3	35A02	35	トレーディングスタンプの発行
4	35B01	35	経営の診断又は経営に関する助言
5	35C01	35	財務書類の作成
6	35D01	35	職業のあっせん
7	35E01	35	競売の運営
8	35F01	35	輸出入に関する事務の代行又は代理
計8			

⑧ 一の指定商品(指定役務)の表示で類似群を8以上有し、これに代わる他の適当な表示がある場合

(例1)

この例は、「アイスクリーム用凝固剤, 茶, ……」のように表示することが可能であり、8の商品を包含した表示であるため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	01A01	30	アイスクリーム用凝固剤・茶・コーヒー・氷・菓子・コーヒー豆・ぎょうざ・イーストパウダー
2	29A01		
3	29B01		
4	29D01		
5	30A01		
6	32D04		
7	32F06		
8	32F08		
計8			

(例2)

この例は、貸与物品ごとに「映写フィルムの貸与, 楽器の貸与, ……」のように表示することが可能であり、8の役務を包含した表示であるため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	41M01	41	映写フィルム・楽器・運動用具・テレビジョン受信機・図書・レコード・ネガフィルム・おもちゃの貸与
2	41M02		
3	41M03		
4	41M04		
5	41M05		
6	41M06		
7	41M07		
8	41M08		
計8			

⑨ 一区分内に、一の類似群を有するものと複数の類似群を有する指定商品（指定役務）が混在して8以上になる場合

「電子出版物」のように複数の類似群を有し、他に適当な表示が認められない商品（役務）については、1とカウントする。この例では、「電子出版物」を1とカウントしても、合計8となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品（指定役務）
1	11A03	09	電池
2	11B01	09	電気通信機械器具
3	11C01	09	電子応用機械器具
4	11D01	09	電極
5	23B01	09	眼鏡
6	24A01	09	家庭用テレビゲーム機用プログラム
7	24E02	09	レコード
8	26A01 26D01	09	電子出版物
計8			

⑩ 一の指定商品（指定役務）の表示で類似群を8以上有し、他に適当な表示が認められない場合

「陶磁器」のように8以上の類似群を有しても、他に適当な表示が認められない商品（役務）は、1とカウントするため、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品（指定役務）
1	18C10 19A01 19A03 19A04 19A05 19A06 19B32 19B39 19B44 19B56 20C02 20F01 21F01	21	陶磁器
計1			

⑪ 一区分内に、一の表示で類似群を8以上有して他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有する類似群以外の類似群を有する商品(役務)が指定されている場合

8以上の類似群を有し、他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有する類似群以外の類似群を有する商品(役務)が別途指定されて合計が8となる場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	18C10 19A01 19A03 19A04 19A05 19A06 19B32 19B39 19B44 19B56 20C02 20F01 21F01	21	陶磁器
2	01C01	21	デンタルフロス
3	07E01	21	ガラス基礎製品(建築用のものを除く。)
4	09A42	21	かいばおけ
5	09A48	21	家禽用リング
6	11A07	21	電気式歯ブラシ
7	13B04	21	おけ用ブラシ
8	17A08	21	家事用手袋
計8			

⑫ 一区分内に、一の表示で類似群を8以上有して他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有するものと同じ類似群を有する商品(役務)が指定されている場合

8以上の類似群を有し、他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有する類似群と同じ類似群を有する下記のような商品(役務)が指定されている場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	<u>18C10</u> 19A01 <u>19A03</u> 19A04 <u>19A05</u> 19A06 19B32 19B39 <u>19B44</u> 19B56 <u>20C02</u> <u>20F01</u> <u>21F01</u>	21	陶磁器
—	<u>18C10</u>	21	陶磁器製包装用容器
—	<u>19A03</u>	21	陶磁器製の食器類
—	<u>19A05</u>	21	陶磁器製ようじ入れ
—	<u>19B44</u>	21	陶磁器製の貯金箱
—	<u>20C02</u>	21	陶磁器製の花瓶
—	<u>20F01</u>	21	陶磁器製の香炉
—	<u>21F01</u>	21	陶磁器製化粧用箱
計1			

(イ)小売等役務について

⑬ 総合小売等役務の指定がある場合

総合小売等役務を個人(自然人)が指定してきた場合、もしくは、法人が指定してきた場合であって、職権で調査を行っても出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないときは、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K01	35	衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (総合小売1)			

⑭ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数ある場合

この例では、類似の関係にない複数の小売等役務が指定されているので、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。(小売等役務の取扱商品の類似群はカウントしない。)

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K04 (12A05)	35	自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K05 (12A06)	35	二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑮ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数あり、重複する類似群がある場合

同じ類似群(下記の例の場合35K03)は重複カウントしない(例外あり。18. 参照)。この場合は合計1となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K03 (30A01)	35	菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K03 (29C01)	35	清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

⑯ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数あり、その一つが「その他の小売等役務」(35K99)である場合

複数の小売等役務のうち一方が「その他の小売等役務」(35K99)であっても類似の関係にない複数の小売等役務が指定されている場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K04 (12A05)	35	自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K99 (12A01)	35	ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑰ 相互に類似しない「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する役務が複数ある場合

相互に類似しない小売等役務であれば重複カウントする。この例では、「ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似しないものであるため、合計2となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (12A01)	35	ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K99 (12A02)	35	グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑱ 相互に類似する「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する役務が複数ある場合

「その他の小売等役務」の類似群(35K99)が複数ある場合も、相互に類似するものであれば重複カウントしない。この例では、「治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似するものであるため、合計1となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (10D01)	35	治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K99 (10D01)	35	手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

⑱ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する複数の役務と、第35類のその他の役務が指定されている場合

(例1)

第35類において類似群が7以下であっても、その中に類似の関係にない小売等役務が複数ある場合には商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する(ただし、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断されるのは小売等役務についてのみ。)

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35A01	35	広告
—	35B01	35	市場調査
—	35C01	35	財務書類の作成
—	35D01	35	職業のあっせん
—	35E01	35	競売の運営
計7 (小売2)			

4 1 . 1 0 0 . 0 3

(例2)

類似の関係にない小売等役務が複数あり、第35類において8以上の類似群を有する場合には商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
3	35A01	35	広告
4	35B01	35	市場調査
5	35C01	35	財務書類の作成
6	35D01	35	職業のあっせん
7	35E01	35	競売の運営
8	35F01	35	輸出入に関する事務の代理又は代行
計8 (小売2)			

㊸ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する複数の役務が、一の役務として表示されているが、他に適当な表示が認められる場合

この表示は、相互に類似しない「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供(12A05 35K04)」及び「二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供(12A06 35K05)」の小売等役務を含むものであるため、第35類において複数の小売等役務を指定するものとして、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
2	35K04 (12A05) 35K05 (12A06)	35	自動車・二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

② 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する役務が、一の役務として表示されており、他に適当な表示が認められない場合

小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する場合であっても、小売等役務の取扱商品の表示が、他に適当な表示がない場合においては、商第3条1項柱書の要件を満たすと判断する。

	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 35K20 21A02 21B01 21D01	35	宝飾品の小売又は卸売の業務において行なわれ顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

2. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類について

(1) 商標の使用又は使用の意思の確認について

上記1. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用の意思に関する証明書類等は、意見書等で提出することが求められる。

商標の使用の事実等の確認において、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするために、出願人は、少なくとも、類似群ごとに（小売等役務については、当該役務に係る類似群ごと）、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要がある。

なお、商標の使用に関する証明書類等とともに意見書等の提出があったものの、依然として出願人の商標の使用又は使用意思に疑義がある指定商品又は指定役務が残っている場合には、出願人に対して疑義が残る指定商品又は指定役務を通知し、証明書類の追加提出を求めることとする。

(2) 商標の使用を確認するための書類について

具体的には、次の書類によって証明される。

(商標審査基準 第1 二、3.)

(3) 業務を行っていることの確認について

(ア) 総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
- ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。

- ① 出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、チラシ等の印刷物
- ② 出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ③ 出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
- ④ 出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事
- ⑤ （総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上高が判る資料

上記商標審査基準基準抜粋中の(ア)及び(イ)は、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明する証拠方法を示したものであり、いずれも例示である。

総合小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により、(ア)①～③の事実を明らかにすることで総合的に証明される。

総合小売等役務以外の小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により総合的に証明される。

なお、(ア)③総合小売等役務における「いずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること」を証する資料については、商第3条第1項柱書の審査が商標の使用の蓋然性を確認するものであることを踏まえ、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品を多数取り扱っており、出願人が百貨店や総合スーパー等の事業者であることが明らかな場合は、当該資料がなくても弾力的に認定し得るものとする。ただし、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品の取り扱いに大きな差があるような場合においては、その比率が重要となる点に留意することとする。

(注) 「10%～70%程度の範囲内」については、経済産業省の商業統計調査における業態分類の百貨店、総合スーパーの定義に基づいたものである。同統計においては、「百貨店、総合スーパー」の条件として「衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所」であることをあげている。

(3) 商標の使用意思を確認するための書類について
(商標審査基準 第1 二、3.)

(4) 業務を行う予定があることの確認について

(ア) 出願人等が出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思がある場合に、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があると判断する。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類の提出を求める。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該予定している業務の準備状況に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

商標の使用意思を明記した文書は、例えば（別紙1、2）、また、準備状況を示す書類は、例えば（別紙3）のとおりとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業予定に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることになっているところ、これらは商第72条第1項の規定により閲覧等が可能であることを踏まえ、準備状況が裏付けられる範囲で、その他不要な部分をマスキング等することを認める。

(4) 同一出願人による「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の提出の省略について

①証明書類等の提出の省略及びその可否について

同一出願人が先にした他の出願において、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」を提出している場合（概ね4年以内のものとする。）、その出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類又は商標の使用の準備状況を示す書類（事業予定）の提出を省略することができる。ただし、商標の使用意思を明記した文書については、先の出願とは商標が異なるので、提出を省略することはできない。

なお、同一の指定商品又は指定役務だけでなく、同一類似群内の他の指定商品又は指定役務について業務が証明されていたときも、その提出を省略できる。

この場合、審査官は、当該先の出願において提出された書類によって商標の使用又は使用の意思の確認を行う。ただし、当該資料によっては、出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期）までに商標の使用を行うことが認められない場合は、あらためて確認を行う。

また、後に出願する商標登録願において、出願当初からその旨を記載してきたときも同様とする。なお、その旨の願書への記載は、例えば、以下のとおりとする。

(例) (商標登録願の記載例)

以下のとおり、願書中に「【その他】」欄を設けて、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の文字及びそれが提出された「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載する。

<p>【その他】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等 商願2015-〇〇〇〇〇〇〇 意見書(2015年〇〇月〇〇日提出)</p>

②指定商品又は指定役務の一部についての証明書類等の提出の省略について

1 区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務が指定されてい

る場合であって、一部の指定商品又は指定役務についての業務が同一出願人が先にした他の出願において証明されているときは、当該指定商品又は指定役務についての証明書類の提出を省略することができるが、業務の証明がなされていない他の指定商品又は指定役務については、それらの商品又は役務の類似群の合計が7以下であっても、類似群ごとに業務の証明を要する。

類似の関係にない複数の小売等役務を指定した場合も同様に取り扱うものとし、業務の証明がなされていない小売等役務については、類似群ごとに業務の証明を要する。

- (5) 出願人以外の者の業務が「自己の業務」として認められるか否かの判断について

審査便覧41.100.05「出願人の支配下にあると実質的に認められる者等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い」参照。

3. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類の提出に代わる手続き

商標の使用又は使用意思に関する証明書類等の提出に代えて、商標の使用に疑義があるとされた指定商品又は指定役務の一部を削除する補正により、「合理的疑義がある場合」に該当しないこととなったときは、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとして取り扱う。(以下の例を参照。)

<例1>

1区分内において、8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定しているため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、商品又は役務の一部を削除する手続補正書の提出により、指定商品又は指定役務に係る類似群の合計が7以下となったとき

<例2>

第35類において、複数の特定小売等役務を指定しているため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、役務の一部を削除する手続補正書の提出により、特定小売等役務を1つにしたとき

指定商品（指定役務）の一部について商標の使用を開始する意思を明記する場合

(別紙1)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、指定商品、第〇〇類「〇〇」の生産、譲渡（指定役務、第〇〇類「〇〇」の提供）の事業予定があり、平成〇〇年〇〇月ころから商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

(印)

指定商品（指定役務）の全部又は一区分全部について商標の使用を開始する意思を明記する場合

(別紙2)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、第〇〇類の指定商品の生産、譲渡（第〇〇類の指定役務の提供）の事業予定があり、平成〇〇年〇〇月ころから商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

(印)

(別紙3)

事業予定

[予定]

平成 年 月 工場(店舗)の建設(着工・借用)等の予定
平成 年 月 生産(販売)開始予定

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)